

## 特定労働者派遣事業主

厚生労働省 兵庫労働局

### 特定労働者派遣事業（届出制）から

### 労働者派遣事業（許可制）へ早期切替を！

平成27年9月30日の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。

ただし、施行日時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる事業主については、平成30年9月29日まで、許可を得ることなく引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業」（改正前の特定労働者派遣事業に相当）を営むことが可能と経過措置が図られているところですが、経過措置対象の特定労働者派遣事業が平成30年9月30日以降についても継続して労働者派遣事業を営むには、新たに許可申請を行い許可を得る必要があります。

現在、兵庫県内では約2,700事業主が届出を行っていますが、経過措置3年目となる平成30年の許可申請はかつてない窓口混雑が予想されます（申請時の待ち時間も長くなるとともに、その後の更新についても申請が同時期となってしまうため、常に繁忙期に手続きをしなければならなくなります。）。

また、申請期限は平成30年9月29日ですが、期限日間際に申請すると許可要件を満たしていない事項（事業所要件の不適合や派遣元責任者講習会未受講など）が見つかり解消する時間がなく、許可を得るまでに空白期間が生じてしまうこともあるので、すでに許可要件（詳しくは最新の「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を参照ください。）を満たしている事業主の皆様におかれましては、早期に余裕をもって許可制への切替をお願い申し上げます。

特定労働者派遣事業（届出制）と労働者派遣事業（許可制）の相違点については、裏面をご覧ください。

また、詳細については、兵庫労働局HPより、許可・更新等手続マニュアルでご確認ください。

#### お問い合わせ先

兵庫労働局職業安定部需給調整事業課  
TEL 078-367-0831  
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号  
神戸クリスタルタワー14階

【参考】特定労働者派遣事業（届出制）と労働者派遣事業（許可制）の相違点

特定労働者派遣事業（届出制）

**※注意 平成30年9月30日以降は許可なく事業を行うことができません！**

- 派遣労働者の範囲・・・常用雇用労働者のみを派遣
- 更新・・・不要
- 資産要件・・・なし
- 事業所の面積要件・・・なし
- 事業開始までの期間・・・届出後即日
- 派遣元責任者・・・派遣元責任者講習の受講および雇用管理経験不要
- 職務代行者の選任・・・不要



労働者派遣事業（許可制）

- 派遣労働者の範囲・・・  
常用雇用労働者とそれ以外の労働者を対象として派遣（登録型や臨時の派遣等）
- 更新・・・最初は3年、以後5年毎
- 資産要件・・・あり（詳細はご確認ください。）
- 事業所の面積要件・・・事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上
- 事業目的の明記・・・定款、登記簿謄本の目的に労働者派遣と明記
- 事業開始までの期間・・・許可申請後約3か月
- 派遣元責任者・・・  
許可申請の受理日前3年以内の派遣元責任者講習の受講と3年以上の雇用管理経験が必須
- 職務代行者の選任・・・必須
- 申請手数料・・・1事業所12万円分の収入印紙、2事業所目以降は1事業所ごとに5万5千円分の収入印紙が必要
- 登録免許税・・・9万円の納付が必要

※現時点、もしくは、次の会計年度における決算で資産要件などが満たされる事業主の皆様には、可能な限り早期に余裕をもって「許可制」への切り替えをお願い申し上げます。

## 資産要件

直近の決算期における貸借対照表等により、資産要件として

- ・ 基準資産額が1事業所あたり、2,000万円以上あること。

※基準資産額とは、貸借対照表の資産総額（繰延資産及び営業権除く）から負債総額を引いたもの。

- ・ 事業資金が1事業所あたり、自己名義の現金・預金が1,500万円以上あること。

- ・ 基準資産額が負債総額の7分の1以上あること。

※小規模派遣元事業者に対しては、暫定的な**配慮措置**があります。

### 配慮措置

●1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の場合、平成27年9月30日から当分の間の措置として

- ①基準資産額が、1,000万円以上であること。
- ②自己名義の預金・現金の額が、800万円以上であること。
- ③基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。

●1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主の場合、平成27年9月30日から3年間の暫定措置として

- ①基準資産額が、500万円以上であること。
- ②自己名義の預金・現金の額が、400万円以上であること
- ③基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。

なお、申請期間間際となる平成30年になりますと、当課窓口が非常に混雑することが予想され、相当な待ち時間が発生する可能性があります。

また、以降の3年（初回）、5年の更新申請時も同時期に重なることとなり、毎回窓口が混雑する中での申請が予想されます。